『地域コミュニティの担い手である商店街に対する支援を受けたい』

地域商店街活性化法に基づく支援

商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める取組等に対し、国が「商店街活性化事業計画」等の認定を行い、当該計画に基づいて予算措置や税制措置、金融措置などにより総合的な支援を展開します。

対象となる方

(1)商店街振興組合、事業協同組合など
(2)特定非営利活動(NPO)法人、一般社団法人、一般財団法人

支援内容

(1)補助金:「地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業」
中小商業者等のグループが、商店街等において、来街者の消費動向等を踏まえ、需要に応じた最適な供給体制(テナントミックス)の実現を目指す取組を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助します。地域商店街活性化法に基づき認定を受けた「商店街活性化事業計画」に位置づけられた事業を行う場合、採択審査時に加点されます。

(2)信用保険の保証限度額の別枠化
普通保険、無担保保険、特別小口保険に同額の別枠を設けることができます。

(3)課税の特例
認定を受けた事業に利用されることを目的に土地を譲渡した場合、その譲渡所得から1,500万円の特別控除が受けられます。

(4)都道府県または市町村による無利子融資(独立行政法人中小企業基盤整備機構の高度化融資)
都道府県または市町村(特別区を含む。)が認定事業者等に対して必要な資金を無利子貸付けする場合に、独立行政法人中小企業基盤整備機構が貸付金の一部を分担できるようにします。

(5)低利融資制度(株式会社日本政策金融公庫の融資)
地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定を受けた地域内の中小小売商業者等の事業資金について低利融資を実施します。

ご利用方法

(1)支援内容のご利用にあたり、地域商店街活性化法に基づいて、「商店街活性化事業計画」を作成する必要がありますので、各経済産業局の担当部局、株式会社全国商店街支援センターにお問合せください。
(2)「商店街活性化事業計画」の認定の後、支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先　中小企業庁　商業課: 電話:03-3501-1929

各経済産業局　流通・サービス産業課 等

株式会社全国商店街支援センター:電話:03-6228-3061

『中小商業機能強化のための融資制度を知りたい』

企業活力強化資金／観光産業等生産性向上資金

経営の近代化及び流通機構の合理化等を行う中小商業・サービス業を営む方又は生産性向上を図る観光産業事業者の方は、必要な設備資金や運転資金の融資を受けることができます。

対象となる方

企業活力強化資金（うち流通・サービス関連）

中小企業者であって、次のいずれかに該当する方

（1）卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業を営む方（これらの方を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。）

（2）中心市街地関連地域で卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業および不動産賃貸業を営む方

※不動産賃貸業は、中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項各号に該当する方または第 42 条第 4 項に規定する経済産業大臣による認定を受けた方に限ります。

※中心市街地関連地域とは、中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地などをいいます。

（3）卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業を営む方（これらの方を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。）のうち、地域再生法第 5 条第 4 項第 7 号に定める商店街活性化促進事業計画に基づき、空き店舗を利用して事業を実施する方

（4）卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業を営む方（これらの方を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。）であって、キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方

観光産業等生産性向上資金

卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかにおいて観光に関する事業を行う方（これらの方を構成員とする事業協同組合等を含みます。）

支援内容

■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

■貸付限度額

【中小企業事業】

7 億 2,000 万円（うち長期運転資金 2 億 5,000 万円）

【国民生活事業】

7,200 万円（うち運転資金 4,800 万円）

■資金使途

企業活力強化資金（うち流通・サービス関連）

・合理化、共同化等を図るための設備の取得（改造、更新を含む）
・セルフ・サービス店の取得
・ショッピングセンターへの入居
・集配センターの取得（中小企業事業のみ）
・販売促進、人材確保
・新分野への進出（（2）及び（3）の対象の方のみ）
・キャッシュレス決済に対応するために必要な長期運転資金（（4）の対象の方のみ）

観光産業等生産性向上資金
生産性向上に向けた取組を実施するために必要となる設備資金及び運転資金

■貸付利率
企業活力強化資金（うち流通・サービス関連）
○（1）の対象の方
【中小企業事業／国民生活事業】
Ⅰ．経営の合理化等に係る資金関連
経営の合理化、共同化やセルフ・サービス店の取得等に当たって必要となる、設備資金および長期運転資金については、基準利率が適用されます。
Ⅱ．特利対象設備導入関連
Ⅰ．のうち特利対象設備を導入する場合、必要な資金については特別利率①（国民生活事業の一部設備は特別利率②）が適用されます。
Ⅲ．空き店舗出店関連
Ⅱ．のうち、特定の要件を満たす商店街の空き店舗に出店する場合、必要な資金について特別利率②が適用されます。
Ⅳ．認定商店街活性化事業計画関連
地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合等の地区において事業を行う場合、必要な資金については特別利率②が適用されます。

○（2）の対象の方
Ⅰ．中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地
【中小企業事業】
特別利率②
【国民生活事業】
特別利率③
Ⅱ．改正前の中心市街地活性化法に基づく基本計画に定められた中心市街地など
【中小企業事業】
特別利率①
【国民生活事業】
特別利率②

○（3）の対象の方
【中小企業事業／国民生活事業】
特別利率②

○（4）の対象の方
【中小企業事業／国民生活事業】
特別利率①

観光産業等生産性向上資金
○対象の方
【中小企業事業／国民生活事業】
特別利率①

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。必要書類等については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）事業資金相談ダイヤル 電話：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫 電話：098-941-1785

『物流を効率化したい』

流通業務総合効率化法に基づく支援

事業協同組合や任意グループ等が流通業務の効率化を図る際に融資、信用保険法の特例、投資育成株式会社法の特例など様々な支援を受けることができます。

対象となる方

事業協同組合、中小企業主体の任意グループ等

支援内容

1. 融資制度

（1）高度化融資制度（中小企業基盤整備機構、各都道府県）
組合・任意グループ等が、認定計画に基づき実施する事業に対して、融資割合 80%までの無利子融資を受けることができます。

2. その他の資金調達

（1）中小企業信用保険法の特例
組合・任意グループ等およびその構成員企業が認定計画に基づき事業を行うために必要な資金の借り入れに係る信用保証協会による信用保証について、保証限度額の別枠化、保険料率の引き下げ等の優遇措置を受けることができます。
（2）中小企業投資育成株式会社法の特例
認定計画に基づく事業実施のために増資等を行う組合・任意グループ等の構成員企業については、資本金 3 億円を超える株式会社であっても投資育成株式会社の投資対象に追加されます。

ご利用方法

1. 組合・任意グループ等が基本方針（経済産業大臣、国土交通大臣および農林水産大臣が策定した流通業務総合効率化計画についてのガイドライン）に即して、「総合効率化計画」を作成します。
2. 組合・任意グループ等が作成した「総合効率化計画」を都道府県知事、地方経済産業局長、地方運輸局長、地方農政局長等が認定します。
3. 認定された総合効率化計画（「認定計画」）に基づき組合・任意グループ等が実施する事業に対して、支援を受けることができます。

お問い合わせ先

各都道府県中小企業担当課 URL：https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/12

各経済産業局　流通・サービス産業課等 URL：https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31

独立行政法人中小企業基盤整備機構 電話：03-3433-8811

中小企業庁　商業課　電話：03-3501-1929

『中心市街地における新たな重点支援制度を利用したい』

特定民間中心市街地経済活力向上事業

中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業計画を認定し、税制措置や金融措置、その他関連措置などにより重点的に支援します。

対象となる方

民間事業者、まちづくり会社、商店街振興組合、商工会議所、NPO 法人　等

支援内容

中心市街地活性化法に基づき、中心市街地への来訪者または就業者もしくは小売業の売上高を相当程度増加させるなどの効果が高い民間プロジェクト（特定民間中心市街地経済活力向上事業）を、経済産業大臣が認定する制度です。
認定を受けた事業計画に対し、以下の支援策を講じます。

（1）税制優遇措置
不動産の取得に係る移転登記等の登録免許税を 2 分の 1 に軽減

（2）金融措置
施設整備者および当該施設に入るテナントに対する低利融資（企業活力強化資金）

（3）大店立地法の特例
地元の住民や市町村が立地を望む大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法の立地手続きを簡素化します。（大店立地法の届出の免除等）

ご利用方法

（1）支援内容のご利用にあたり、中心市街地活性化法に基づいて、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を作成する必要があります。詳細につきましては、経済産業省中心市街地活性化室および各経済産業局の担当部局にお問い合せください。
（2）「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先

経済産業省　中心市街地活性化室　電話：03-3501-3754

各経済産業局　流通・サービス産業課　等
URL：https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31

『中心市街地の活性化を図る措置を受けたい』

民間中心市街地商業活性化事業

中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措置により、中心市街地の活性化を図ります。

対象となる方

民間事業者、まちづくり会社、商店街振興組合、商工会議所、NPO 法人　等

支援内容

中心市街地活性化法に基づき、小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業計画（民間中心市街地商業活性化事業計画）を、経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた事業計画に対して以下の支援策を講じます。

（1）日本政策金融公庫による設備資金・運転資金に対する低利融資（企業活力強化資金）が受けられます。（中小企業事業：特別利率②、国民生活事業：特別利率③）

（2）中小企業基盤整備機構が、中小企業支援策に係る知見を活用して、ソフト事業に係る情報提供等の協力を実施します。

（3）中小企業投資育成株式会社による支援について、資本金が 3 億円を超える中小企業者に対しても行えるよう、支援対象を拡大します。

・株式会社の設立に際して発行される株式の引受けおよび保有
・増資株式の引受けおよび保有
・新株予約権の引受けおよび保有
・新株予約権付社債の引受けおよび保有

ご利用方法

（1）支援内容のご利用にあたり、中心市街地活性化法に基づいて、「民間中心市街地商業活性化事業計画」を作成する必要があります。詳細につきましては、経済産業省中心市街地活性化室および各経済産業局の担当部局にお問い合せください。

（2）「民間中心市街地商業活性化事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先

経済産業省　中心市街地活性化室　電話：03-3501-3754

各経済産業局　流通・サービス産業課　等
URL：https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31

『中心市街地の商業活性化に取り組むためのセミナー開催、複数専門家による支援』

中心市街地商業活性化診断・サポート事業

中心市街地における商業活性化のための各種計画、事業実施手法、組織体制等について、専門家による助言、勉強会等のサポートを受けることができます。

対象となる方

・ 中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)、または中心市街地活性化法による活性化を検討する商工会・商工会議所、まちづくり会社等の組織

支援内容

協議会等が行う商業活性化の取組に対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)の専門的ノウハウを活用し、以下の支援を行います。

○個別事業等実施のためのセミナー、研修会、勉強会への支援(セミナー型)

中心市街地の商業活性化に資する個別事業実施、または協議会等の活動に関する取組のためのセミナー等の企画・立案支援、講師の派遣を行います。

○事業等実効性向上のための効果的かつ、複合的な支援施策活用を通じた支援(パッケージ型)

中心市街地の活性化に資する事業等に対し、事業等の実効性を高めるため、複数名の専門家による支援の実施など支援施策を効果的かつ、複合的に活用した支援を行います。(対象者は協議会のみ)

ご利用方法

事前に現地調査・ヒアリング等を実施の上、事業実施の可否を決定しますので、以下問い合わせ先へご相談ください。
申込書・利用者の手引きについては、下記ウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 まちづくり推進室　電話:03-5470-1632
URL:http://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/index.html

『中心市街地の商業活性化に取り組むためのアドバイスを受けたい』

中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業

中心市街地の商業活性化の取組を行う場合に、専門家によるアドバイスを受けることができます。

対象となる方

中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）、または中心市街地活性化法による活性化を検討する商工会・商工会議所、まちづくり会社等の組織
認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者

支援内容

中心市街地の活性化に関して課題を持つ協議会等に対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が実務知識・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、協議会の設立や運営、個別事業（基本計画掲載事業もしくは掲載が見込まれる事業）についてアドバイスを行います。

〇利用者の自己負担
派遣期間が一定期間内であれば、利用者の自己負担はありませんが、一定期間を超えた場合、派遣費用の一部が自己負担となります。

ご利用方法

中小機構まちづくり推進室に申込書を提出してください。
申込書・利用者の手引きについては、下記ウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 まちづくり推進室　電話：03-5470-1632
URL：http://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/index.html

『中心市街地の中小商業機能強化のための税制支援や低利融資を受けたい』

中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度

中心市街地を活性化させるために意欲的な取組を行う地域は、税制、低利融資などの支援を受けることができます。

対象となる方

【税制支援】

中小小売商業高度化事業のために土地を譲渡した者

【低利融資】

中心市街地関連地域で卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業及び不動産賃貸業を営む方

※不動産賃貸業は、中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項各号に該当する方または第 42 条第 4 項に規定する経済産業大臣による認定を受けた方に限ります。

支援内容

【税制支援】

個人または法人が中心市街地活性化法に規定する中小小売商業高度化事業のために土地を譲渡した場合、当該土地の譲渡所得から 1,500 万円を特別控除します。

【低利融資】

(1)貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

(2)貸付限度額

・中小企業事業:7 億 2,000 万円(うち運転資金 2 億 5,000 万円)
・国民生活事業:7,200 万円(うち運転資金 4,800 万円)

(3)資金使途

以下の事項に必要な資金

・合理化、共同化等を図るための設備の取得　・セルフ・サービス店の取得
・集配センターの建設等(中小企業事業のみ)・ショッピングセンターへの入居
・販売促進、人材確保(運転資金のみ)　・新分野への進出

ご利用方法

下記お問い合わせ先へお問い合わせください。

お問い合わせ先

税制支援
中小企業庁　商業課　電話:03-3501-1929

低利融資
日本政策金融公庫　電話:0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫　電話:098-941-1795

『中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって支援を受けたい』

中心市街地活性化協議会運営支援事業

これから中心市街地活性化協議会を設立する、またはすでに設立されている協議会に対して、電話等による相談対応、情報提供、ネットワーク構築に向けた支援を行います。

対象となる方

中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）、または中心市街地活性化法による活性化を検討する商工会・商工会議所、まちづくり会社等の組織

支援内容

協議会の設立・運営にあたって、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に以下のような支援を実施します。

- 協議会の設置や運営等についての相談対応を、電話・メール等により行います。
- 公式ウェブサイトおよびメールマガジンで各種情報提供を行います。
  - ・協議会の設置状況や基本計画の認定状況
  - ・全国各地のまちづくり取組事例
  - ・国等の支援策 等
- 協議会のネットワーク構築を支援します。
  - ・協議会交流会（全国勉強会）の開催

ご利用方法

中小機構・中心市街地活性化協議会支援センターへお問い合わせください。

参照情報

中心市街地活性化協議会支援センター

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 まちづくり推進室
電話：03-5470-1632

中心市街地活性化協議会支援センター
電話：03-5470-1623

URL：http://machi.smrj.go.jp/

『地域商業機能複合化推進事業』

地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業

中小商業者等のグループが、商店街等において、来街者の消費動向や需要の変化を踏まえ、需要に応じた最適な供給体制（テナントミックス）の実現を目指す取組を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助します。

対象となる方

商店街等組織（※1）、または民間事業者（※2）

※1. 商店街等組織

・商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街等組織

・法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者等

※2. 民間事業者

・当該地域のまちづくりや商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等
を適正に行うことができる者

支援内容

1. ソフト事業

AI カメラ等の導入による来街者の属性・回遊情報の収集・分析や、空き店舗等を活用したチャレンジショップの実施による消費者ニーズの把握等、テナントミックスの実現に繋がる情報の収集・分析に係る取組を支援します。

■国庫補助上限額
4,000 千円

2. ハード事業

最適なテナントミックスを実現するため、来街者の属性や消費動向等の分析を踏まえ、エリア全体への波及効果をもたらす魅力的な施設の整備を行う取組を支援します。

■国庫補助上限額
40,000 千円

※テナントミックスとは、商業集積活性化を図るための最適なテナント（業種業態）の組み合わせを意味しており、本事業では、地域の新たなニーズや需要に対応した最適な供給体制を面的に構築すること。

＜補助率等＞

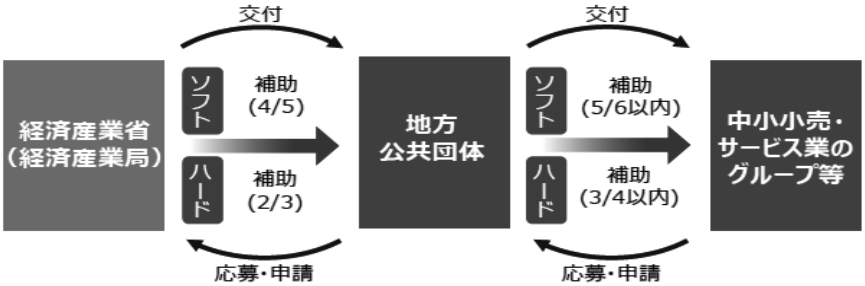

※この図はそれぞれの主体に対しての補助率（補助金交付の流れ）を整理したものです。

ご利用方法

本事業は地方公共団体を経由した間接補助制度です。
商店街等組織又は民間事業者の方が応募される場合は、所在地の都道府県又は市区町村へお問い合わせください。

お問い合わせ先

北海道経済産業局　経営支援課商業振興室
電話:011-738-3236

東北経済産業局　商業・流通サービス産業課
電話:022-221-4914

関東経済産業局　流通・サービス産業課　商業振興室
電話:048-600-0317

中部経済産業局　流通・サービス産業課　商業振興室
電話:052-951-0597

近畿経済産業局　流通・サービス産業課
電話:06-6966-6025

中国経済産業局　流通・サービス産業課
電話:082-224-5655

四国経済産業局　商務・流通産業課
電話:087-811-8524

九州経済産業局　流通・サービス産業課
電話:(092)482-5456

内閣府沖縄総合事務局　商務通商課
電話:098-866-1731

中小企業庁　商業課/ 地域経済産業グループ　中心市街地活性化室
電話:03-3501-1929